

1 議 事 日 程 (第3日)

(平成26年第6回久山町議会定例会)

平成26年12月12日

午前9時30分開議

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 諸般の報告

* 粕屋南部消防組合議会の報告

日程第3 所管事務調査報告

* 交通アクセスについて

日程第4 議案審議

議案第56号 久山町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する
条例について (26久山町条例第19号)

議案第57号 久山町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
について (26久山町条例第20号)

議案第58号 久山町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
(26久山町条例第21号)

議案第59号 久山町営住宅条例の一部を改正する条例について
(26久山町条例第22号)

議案第60号 久山町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の制定につい
て (26久山町条例第23号)

議案第61号 久山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め
る条例の制定について (26久山町条例第24号)

議案第62号 指定管理者の指定について

議案第63号 指定管理者の指定について

議案第64号 土地取得について

議案第65号 町道路線の認定について

議案第66号 町道路線の廃止について

議案第67号 平成26年度久山町一般会計補正予算 (第4号)

議案第68号 平成26年度久山町下水道事業特別会計補正予算 (第4号)

議案第69号 平成26年度久山町水道事業会計補正予算 (第2号)

議案第70号 久山町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部

を改正する条例について

日程第5 請願・陳情について

- * 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願
- * 軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情

2 出席議員は次のとおりである（10名）

1番	吉村雅明	2番	山野久生
3番	阿部文俊	4番	有田行彦
5番	阿部賢一	6番	佐伯勝宣
7番	阿部哲	8番	本田光
9番	松本世頭	10番	木下康一

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 会議録署名議員

2番	山野久生	3番	阿部文俊
----	------	----	------

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（13名）

町長	久芳菊司	副町長	只松輝道
教育長	中山清一	総務課長	安部雅明
教育課長	伴義憲	会計管理者	松原哲二
税務課長	川上克彦	健康福祉課参事	物袋由美子
田園都市課長	實淵孝則	上下水道課長	矢山良寛
経営企画課長	安倍達也	魅力づくり推進課長	久芳義則
町民生活課長	森裕子		

6 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	矢山良隆	議会事務局書記	笠利恵
総務課主査	阿部桂介		

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前9時30分

○議長（木下康一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりですが、ここで確認いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（木下康一君） 議事日程。日程第1、会議録署名議員の指名。久山町議会会議規則第119条により議長指名。2番山野久生議員、3番阿部文俊議員を指名いたします。

日程第2、諸般の報告。粕屋南部消防組合議会の報告。有田行彦議員より報告を受けます。

日程第3、所管事務調査報告。交通アクセスについて。第2委員長より報告を受けます。

日程第4、議案審議の方法。議案第56号から議案第69号を一議案ごとに審議の上、採決を行う。議案第70号を上程し、提案理由の説明を受け、審議の上、採決を行う。議案審議は以上のように行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

日程第5、請願・陳情について。手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願。軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情。委員長の報告を経て、審議の上、採決を行う。請願は以上のように行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

以上の日程で本日の会議を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 諸般の報告

○議長（木下康一君） それでは、日程第2により諸般の報告を行います。

まず、粕屋南部消防組合議会の報告を受けます。

有田行彦議員。

○4番（有田行彦君） それでは、粕屋南部消防組合議会の報告をいたします。

去る10月14日に開催されました平成26年第3回粕屋南部消防組合定例会と12月1日に開催されました平成26年第4回粕屋南部消防組合臨時会の報告をします。

まず、定例会の日程議事は、議案第12号から議案第15号であります。

議案第12号は、粕屋南部消防組合消防本部消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定で、消防組織法の一部改正に伴い、条例で消防長及び消防署長の資格を定める必要があるため条例を制定するものであります。

次に、議案第13号は、平成25年度粕屋南部消防組合一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

数字が羅列しますけれども、歳入総額19億8,035万6,941円、歳出総額19億5,637万5,340円、歳入歳出差し引き総額2,398万1,601円の決算であります。

主な歳入は、分担金及び負担金18億2,680万2,000円で、久山町の分担金1億4,119万1,000円であります。消防手数料325万5,650円、国庫補助金1,194万円、繰越金1,308万3,659円、諸収入547万5,632円、消防債1億1,980万円であります。歳出は、議会費174万624円、総務費6,684万4,902円、消防費の常備消防費14億8,040万8,598円、消防施設費1億8,319万5,000円、公債費2億2,418万6,213円であります。

次の議案第13号もちょっと数字が羅列いたしますけれども、議員控室に資料は置いております。

議案第14号粕屋南部消防組合粕屋中南部休日診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。歳入総額5,417万6,783円、歳出総額4,002万7,273円、歳入歳出差し引き額1,414万9,510円の決算であります。主な歳入は、使用料及び手数料3,557万2,457円、繰越金1,844万9,871円、諸収入5万3,090円あります。歳出は、総務費727万9,000円、保健衛生費の休日診療所管理費3,274万8,273円あります。13号議案と14号議案は決算報告で数字が羅列しておりますけれども、先ほど申しましたように議員控室に資料を置いております。

次に、第15号議案も、これは一般会計補正予算（第3号）ではございますが、歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ5万4,000円を減額し、歳入歳出の総額を19億6,025万円とするもので、歳入の主なものは分担金及び負担金15万4,000円を減額し、組合債10万円を増額補正し、歳出においては消防費5万4,000円を減額するものであります。

次に、臨時会について御報告いたします。

12月1日、平成26年第4回粕屋南部消防組合臨時会が開催されました。

まず、職員採用と粕屋西出張所の工事状況について組合長と消防長から諸般の報告がありました。その後、議案第16号粕屋南部消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正す

る条例の制定について、平成26年の人事院勧告に基づき国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が公布されたため、本消防組合組織の給料月額及び諸手当等の改正を行うものであります。

以上、定例会、臨時会ともに議案は全て原案のとおり全員賛成で可決いたしました。

議案等につきまして概要を説明いたしました。先ほどから言いますように資料を議会控室に置いておりますので、必要があれば参考としていただければと思います。

これで粕屋南部消防組合の10月及び12月の定例会の報告と臨時会の報告とさせていただきます。

終わります。

○議長（木下康一君） 以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 所管事務調査報告

○議長（木下康一君） それでは、日程第3により所管事務調査の報告を行います。

交通アクセスについて、第2委員長より調査報告を受けます。

第2委員長、本田光議員。

○第2委員長（本田 光君） 所管事務調査報告。交通アクセスについてですね。平成26年3月、久山町議会において第2委員会が所管事務調査等をして交通アクセスの問題の調査研究を行うようになり、その調査結果を会議規則第77条の規定により報告をいたします。

1、調査事項。交通アクセス問題。内容は、エコバスに試乗しての調査結果であります。交通アクセス問題についての委員会で協議したものでございます。

2番目に、平成26年7月1日から7月7日、平日5便、乗車を委員会ではやりました。平成26年8月23日から8月24日、土曜日、日曜日、5便乗車をいたしました。委員会開催が6回、5月14日と6月23日、7月15日、7月22日、10月9日、11月11日。

3、調査に当たっては、エコバス運行状況、どんな目的で利用されているのか、現状、問題等について調査を行いました。

4、調査結果。現在、レスポアール久山を発着点としてエコバス、コミュニティバスが運行されておりますが、そこで第2委員会では2班に分かれて平日、土曜日の乗車、降車状況と利用者の目的、両方とも聞くことができました。エコバス利用状況調査集計は別に資料をつけております。また、苦情等あたりも聞きました。

①エコバスに乗車し、買い物、行事など目的を終え帰宅するときのバスの時間が待ちとなってタクシーを使うことになったりして年金者にとっては大変であるという意見もありました。

②下久原の深井バス停留所には屋根つきのバス停留所がないため、雨天時は困る。ぜひ屋根つきバス停を設置してほしいという意見も上がりました。

③エコバスにかわる交通手段はできないのか。

④高校生や通勤者の交通手段としてエコバスをJR土井駅や篠栗駅裏までの乗り入れをしてほしいという意見もありました。

⑤エコバスを2台にしてほしい等々も出されました。

では、生活交通をどうすればよいのか、なぜエコバスの利用者が少ないかも考えなければならぬと思います。交通弱者対策は行政と議会、社協の協力体制とボランティアの組織も必要であると考えます。ジャンボタクシーあるいはまたデマンド乗り合いタクシー等、町内個人タクシー事業者もおられますし、協議、契約を結ぶなどを行い、交通活性化協議会にも諮り、地域交通全体に責任を持つという姿勢が必要ではないかという結果になりました。

以上、報告といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議案審議

○議長（木下康一君） 次は、日程第4により議案の審議を行います。

まず、議案第56号久山町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑もないようでございますので、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

これより議案第56号久山町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についての採決をいたします。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号久山町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑もないようでございますので、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

これより議案第57号久山町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についての採決をいたします。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号久山町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑もないようでございますので、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

これより議案第58号久山町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての採決をいたします。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号久山町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑もないようでございますので、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

これより議案第59号久山町営住宅条例の一部を改正する条例についての採決をいたしま

す。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号久山町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑もないようでございますので、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

これより議案第60号久山町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の制定についての採決をいたします。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号久山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑もないようでございますので、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

これより議案第61号久山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての採決をいたします。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

本田光議員。

○8番(本田 光君) これは指定管理者という状況から見た場合、私自身は指定管理者のその制度そのものにちょっと問題があるかなというふうにかつても町長に質問したことがあります。経理の見合うかの運営関係、そうした関係はすばらしい運営やられてます、例えばレスポアール久山にしても杜の郷にしても運営そのものは。ただ、今後指定管理といえは雨漏りがするといえは町がしなくてはならない、あるいはまたそういう施設等含めて問題点があれば、そこを整備しなければならないという。そして、中の運営そのものがどのくらい利益を上げどういう状況かというのはなかなか皆目議会議員はわからないという、そこに関係した人しかわからないという問題点がありますけれども、そうした関係から毎年毎年この予算を見ますと、そうした出費が相当かさんでるなという点もあります。改善するところは改善しなければならないんですが、何でもかんでも、何でもかんでもと言うたら町長誤解されるかもしれませんが、やはり指定管理してしまうと公的な責任のあり方、そこらあたりはどうお考えでしょうか。

○議長(木下康一君) 町長。

○町長(久芳菊司君) 公的な責任といえますか、それはあくまでも町施設の位置づけしてしますので、運営を民間に指定管理するわけですので、施設に関しては基本的に町が管理するという契約内容となっております。それから、備品については、一定の金額ですかね、通常の管理等については指定管理受けた方のほうにさせていただくとか、そういう形での契約内容となっております。ですから、主にもう負担がかかっているのは、これはもう法律で定められた保育料なんですよ。だから、これが定数を割った場合が、町はそれを負担せないかんというふうになります。そういう面が、だけど子供はよく言われてるように待機児童を残さないようにというのが国も今一生懸命やってるわけですから、これは少し余裕があったり不足する場合も出るのもやむを得ないかな、むしろ待機児童を出さないような状態で運営をしていきたいと思っていますので、今のところ議員がおっしゃるように不要なあれは予算を厳密にこちら財政のほう、予算査定のときに審査しながらさせていますので、特段大きな問題というのではなく適正に運営している、指定管理にお願いしてるんじゃないかなと私は感じております。

○議長(木下康一君) では次に、有田行彦議員。

○4番(有田行彦君) 今後10年間、また指定管理契約にしますね。そうすると、建物もそれなりに古くなってまいりますね。古くなっていきますと、修繕箇所等があちこち増えてくると思いますね。それで、建物が古くなると、あちこち修繕箇所も増えてくると。今、指定管理者の相手方に対しては修繕費が負担ということで約30万円を限度にされてるようで

すが、これも幾ら公設といえども、これ見直す必要がある、30万円をちょっと見直す必要があるんじゃないかという気がしますね。というのは、家賃もいただいてないんだから、少しは向こう側も負担が増えたとしても、建物が例えば雨漏りとかそういうことがしないようにさせるためには、自らの負担増やしていただくということが必要じゃないかという気がします。それと、火災保険等、あれ等の加入とかですね、そういうようなことも借り主さん側にも入っていただくというふうなことについてはどうでしょうかね。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 町の施設ですから、先ほど言われた保険は町が入るべきだろうと思います。

それから、修繕費とか、これはまず指定管理の金額の中にどこまでを含むかということとかかわってくると思うんですよ。指定管理料によって、あと細々したことについては町と受ける側とで、だからこれを全部町が指定管理のほうにさせるということになると、大もとの指定管理料自体を変更せざるを得ない、これ全体を見て指定管理の運営をしていただくのにどれだけ必要かということのを査定した上で指定管理料というのは定めていますので、そういう細かい部分についてはお互いで指定管理料そのものを勘案した上で決めていますので、その部分だけをもう少し相手側に負担してくれということは、ちょっとどうかなという思いがあります。

それから、これもそもそも保育所は本町の場合、町が町の施設として建てて運営を委託してはいますが、これは民間が施設を建てると補助金がつくんですけど、公共がやるとつかないんですよね。この辺が大きな差があるということですから、こりゃ遠い将来でしょうけど、できれば私はそういう保育所関係は将来民間のほうに施設そのものも移譲したほうがいいのかという考えを持っています。

○議長（木下康一君） 有田行彦議員。

○4番（有田行彦君） 指定管理者との間の約束事はそれでいいんですけども、現に30万円までのとかという数字がありますから、これは建物が古くなってくると、その都度経費もかかってこようと思うんですよ。それで、30万円を見直したらどうかということを私は特に言いたいわけですね。それで、30万円を例えば50万円までぐらいとか、それは借り主側にしてもらおうと。それともう一つは民間でもそうですが、借家とかテナントを借りたほうも保険とかに入っているわけですね。もしものことで借りた人の責任において火災等が起きた場合は肩身の狭い思いをするということもありまして、そういう点も指導されたらどうだろうかという気がいたします。

それから、今度久原幼稚園が廃園になりますね。久原幼稚園が廃園になって、もう現に

上久原あたりも建設確認申請書が43戸分ぐらい出ると。単純に計算しますと大体人口が170人ぐらい増えるわけですね。そうすると半分は子供だと。そしたら、子供、幼児あたりが増えてくると、どうも杜の郷の今の定員いっぱいということですが、これは増えてくるんじゃないかなという気がしますね。だけん、近々増設とかというふうなことは考えられませんか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 古くなるから30万円を変更という、これはちょっと考えてないんですけども、ただ保険について、そういう公共施設で相手に指定管理者に対しても保険を掛けてもらってるところがあるのかどうか、ちょっとこれは調査してみたいと思いますけれども。

それから、増設については、今のところまだ考えておりません。

○議長（木下康一君） 有田行彦君。

○4番（有田行彦君） 実は届け出保育所ってありますね、町内には。こういう人たちの役割は今非常に大きいと私は思うんですよ。今、定員120名がいっぱいでしょう、杜の郷。そうすると、先ほど町長も言われた待機児童対策のためには、この届け出保育所あたりも非常に貢献されてると思うんですね。やはりこの届け出保育所、増設とか考えられないなら、そういうところの支援策ももう少し考慮してやる必要があろうかと思いますが、どうでしょうかね。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 今、定員満杯かな、ちょっとまだ余裕があるんですよ。それと、議員おっしゃった届け出のところについては、議員おっしゃった趣旨はちょっとまた考えていきたいと思います。

○議長（木下康一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、反対討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 次に、賛成の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） それでは、これにて討論を終結いたします。

これより議案第62号指定管理者の指定についての採決をいたします。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

松本世頭議員。

○9番（松本世頭君） 指定管理者の件でございます。トキワさんは5年間一生懸命頑張られて町民に迷惑かからないように、また町民のために頑張ってこられたのは周知のことと思います。そこで、このたび三笠特殊工業さんのほうにかわられました。もういきさつは課長から聞く聞いておりますけれども、今後トキワさんのデータも5年間とってあると思いますので、町民に今以上のサービス提供が受けられるようになる議会の方に情報を提供していただくことについて教育長にお伺いしたいなあと思います。答弁よろしいですか。

○議長（木下康一君） 中山教育長。

○教育長（中山清一君） レスポアールの指定管理の変更につきましては、委員会のほうで課長のほうから説明をしたと思います。5年間のトキワ商会の実績というのは非常に私どももレスポアールの利用率等を含めましても非常に成果が上がったものだというふうに思っております。今回、三笠特殊工業のほうに選定委員会のほうでかわりましたのは、三笠さんのほうもやる気、意欲、そして新たな提案がたくさんあって、非常に今後のレスポアールの運営に町民の皆さんあるいは住民の皆さんが非常に喜んでいただける運営をしていたというふうに全会一致で決まったところでございます。この情報につきましては、今議員のほうから御指摘ございましたように三笠特殊工業さん、今後指定管理5年間受けていただきますので、適宜議会の方にもお示ししたいというふうに思っております。

○議長（木下康一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、反対討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 次に、賛成の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） それでは、これにて討論を終結いたします。

これより議案第63号指定管理者の指定についての採決をいたします。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号土地取得についてを議題といたします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

本田光議員。

○8番（本田 光君） 議案第64号土地取得について、これは担当委員会で課長から説明を受けました。こういうA4の図面示していただいて、そして徐々に用地を購入していくということを説明受けましたが、国土交通省等の関係も一定今後あると、これはあくまでも文科省関係だというふうに言われてますけれども、町長の所信表明の中で既に3月議会で予算を決議いただいている町が行う観光交流センター事業で平成25年度から国の都市再生整備事業予算については25年度繰越予算であり、今年度内に事業を遂行する必要があるとして、そしてそうした町の農業振興や商工振興待たなしの状況にあることから、食のひろばや配置等、計画内容を一部変更した上で予定どおり進めていくという町長は所信表明をされました。そこで、いわゆる猪野、山ノ神地区の土地再生整備事業計画とこの予算関係も含めてあくまでも文科省と言いながらも、かつて町長も答弁されたように、いわゆるこの道の駅あるいはまた食のひろば等あたりは一応白紙に戻すというふうにおっしゃいました。しかし、一方では区長会の中では全面的な見直しじゃなくて一部見直しの上で進めていくと。実際こうした用地、買収するというこの用地買収することについて周辺を整備していくという、首羅山周辺を、これには全て私は反対じゃないんですよ。ただし、これは次の例えば27年度で計上したり、そしてまた実際その道の駅とか食のひろば関係が県の事業で28年度行うということやら、さまざま町長言われてきたんですよね。ですから、あくまでも文科省の予算と言いながらも、実際そうした国の国土交通省の関係の予算等も含めての全体の構想だというふうに私は認識しています、猪野から上久原にかけた構想。そうしたことが今回は例えばこれを見送ってもいいんじゃないかと、27年度の新年度で上げても、これは当然文科省やら、あるいはまた国土交通省あたりはそれはだめですよということと言わないと思うんです。そのあたりはどうか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 本田議員がお尋ねのように、都市再生整備事業で計画してます観光交流センター事業については、計画、もう予算スタートしましたので、計画どおり実施をさせていただきたいと思っております。そしてまた、前回も言いましたように、今回は今度議会終わりましたら住民組織といいますか、生産者とか地域代表の方とか、あるいは商工会あ

るいは農協関係者、それに専門コンサルしていただける方たちのそういう組織を作りながら進める方向で委員会を立ち上げていきたいと思っています。議員がおっしゃるちょっとよくわからなかった部分があるんですけども、27年度の予算は見送ったほうがええっちゃというのは、この用地買収のことなんですかね。ちょっとそこがわからなかったんですが。

○議長（木下康一君） ちょっと本田議員、少しこの土地取得についての議案でございます。ちょっとポイントがずれてる感がいたしますので、注意していただきたいと思います、本田光議員。

○町長（久芳菊司君） だから、この文科省の事業で首羅山の土地というのは文化財、史跡にいただいたから用地買収を行おうとしてるわけですから、これを待てというのは、ちょっと、もう地権者の方もそういう要望も出てますので、これを先に送るとするのは考えられないですね。同じ首羅山のエリアであっても国の事業がダブる、これはもう何ら問題ないことでもありますので、片方は史跡の関係、文科省の関係の首羅山史跡整備事業の中の事業を進めていると、それと同時に同じエリア内に網がかぶさって国土交通省の都市再生整備事業を今進めてるわけですから、それを一緒に考えられるのはちょっと違うんじゃないかなと思っています。

（6番佐伯勝宣君「答弁の前に動議、動議、議員必携114ページは議案に対する質疑ということでこういうふうにあります。質疑は提出者、すなわち町長に対して行われるもので、その議案全体に及んで行うことができ、また提出者の説明で述べられなかったものでもよいとあります。したがって、これは何ら関係がないものではございません。以上です。失礼いたしました」と呼ぶ）

○議長（木下康一君） ちょっとお待ちください。ただいま動議と言われましたけど、そのことについて賛成者の方おられますか。

（「賛成です」と呼ぶ者あり）

どうぞ、動議。

○6番（佐伯勝宣君） 改めて申します。済みません。議員必携114ページはこういうふうでございます。議案に対する質疑ということで、質疑は提出者、すなわちこの場合は町長でございますが、提出者に対して行われるもので、その議案全体に及んで行うことができ、また提出者の説明で述べられなかったものでもよいというふうにあります。ですから、私はこれは密接に関係があると思います。したがって、こういった町長の答弁を含めて本田

議員やりとりされてます。これによって、また我々も賛否をまたこれから考えるわけであると、これは非常に有効であると考えます。したがって、私はこれは的外れではございませんし、非常に関係がある、そして私も賛否を考えるに当たって、これは参考にしたいと思っています。ですから、これはよろしいと思います。

以上です。

○議長（木下康一君） 本田光議員。

○8番（本田 光君） だから、先ほど議長は的外れ的な言い方されたけども、それは大いに関係がある、まちづくり懇談会の中の資料のいわゆる事業整備ゾーン、エリアの中に入ってるわけですね、この首羅山遺跡の周辺を用地買収するという感じは。ですから、そういう立場から質問しております。そうした関係から見た場合に、今すぐ今年度、今議会の予算計上して、もう予算はそれぞれ確保されとると。しかし、今議会で土地取得じゃなくて実際次の年度、27年度ですね、新しい次年度、ここで新たに提案、計画されてもいいんじゃないかということ言ってるわけですね、ということ言っておりますが、全体的に町の猪野から上久原関係、構想を見た場合、都市再生整備事業が猪野、山ノ神地区と指定されて国交省関係にも出されてます。そうしたことを含んで、町長も11月11日、25日の全員協議会にもこうした資料を出されて、実際最初の案はこうやった、次の案はこうだったと出して出されてきたわけですね。ですから、今議会ではこれを引っ込めて、そして次の次年度で出されてはどうでしょうかという質問をしたわけです。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 首羅山の文化財事業と都市再生整備事業というのは全く別個の所管のものでございます。今回御提案しています土地取得については、文科省の国庫補助事業を使って国史跡の指定用地を買収するものでありますから、これはぜひ本年度に進めていきたいと思っています。

○議長（木下康一君） 本田光議員、最終です。

○8番（本田 光君） 私はこうしたいろんな町民の中に意見がある中で、あくまでもこれは文科省の予算だと町長がおっしゃってる、そしてまた今度の課長も文科省の予算と、これはわかりますよ。しかし、一方ではいろんな国土交通省の関係のエリアの中にも含んで見た場合、そんなに急いでやらなければならない事業なのかと、もう12月の中旬なんですけど、もう1月、2月、3月、もうあと2カ月、3カ月ぐらいで、もう新年度予算組まないといかんわけですね、2カ月少々で。ですから、そんな急いで購入しなければならないというふうには私は受け取っていません。ですから、例えば27年度に新たにきちんとした計画を上げてもいいんじゃないかということなんです。それを今回は見送って、新しい年度

でやったほうが僕はいいと思います。そこで、そうした問題がそれると言われたけども、道の駅、食のひろば、こういう関係は一旦全て白紙に戻して、それから出発してはどうでしょうか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 本田議員がおっしゃってるのは、恐らく都市再生整備事業のことが主におっしゃってるんだと思いますけれども、今回、提案してるこの文化財、指定を受けた首羅山の指定用地というのは文科省の事業で、これはもうあそこの発掘事業の中のスケジュールの中で国と協議しながらやってきてるわけですから、安易に簡単に来年に送れとか言われますけど、補助事業とはそういうものじゃないんですよ。都市再生整備のほうにどうのこうのというのは、それは今度また計画見直してから進めようとしてるんですから、これに関連して首羅山のほうまで補助金を一旦決定してるのをまた次に戻すとか、そんな国とか県と町の間では信頼関係というのを損なうようなことをやっていいのかということですよ。私として予定どおりきちんとこれを進めていきたいと思えますし、子供たちが博報賞をとったように、あの評価をどう本田議員が評価してあるのかちょっとわかりませんが、それを聞くと子供たちはがっかりするんじゃないですかね。変なふうにひっかけるような形はやめていただいて。

（8番本田 光君「ひっかけるなんか言うたらん」と呼ぶ）

訂正します。だから、かかわりを持たせるんじゃないで、別個に考えていただいて、首羅山の用地として今年度、もうそういう国が補助金で買っていいよということ言ってるわけですから、ぜひこれは予算を決定していただきたいと思ってます。

○議長（木下康一君） ほかにありませんか。

佐伯勝宣君。

○6番（佐伯勝宣君） 私は今聞きよりまして、本田議員の意見は、これは非常に大いに聞くべきところがあるというふうに思いよりも。大体私も近いような考え、実は持っております。先日、11月には、町長、2回全員協議会行われまして、いろいろ我々議員にもそのこのこと事業の説明をされました。あっ、これは先ほど言いましたように114ページ、大いに関係がある事項でございますので、町長の答弁によって私も賛否を考えたいと思えますので、ちょっと答えていただきたいと思えます。そういう中でこの今回のエリアというのは、今回私国の資料持ってますが、都市再生整備計画の中に入ってるエリアでございます。はっきり言います。ちょっと紛らわしいんですよ、この、要は3月に承認したエリア、しかし9月に否決されて、いろいろ賛否両論ある。そういう中で今事業がありますので、これをきちっと整理してから上げたほうがいいんじゃないかと。私の考えは、今回上

げるんじゃないかと。11月にも言いましたように、一旦これを返しておくほうが、返していんじゃないかと。その上で2月あたりに臨時議会やって、もう一回これ首羅山遺跡、そして猪野地区だけもう一回国の補助金、国交省の補助金上げ直して、そのときに一緒に今回の首羅山遺跡も臨時議会か何か開いてそこで進めたらいいんじゃないかなというふうな思いがございます。というのは、まずこれ大いに関連ありますので整理いたします。3月議会、私はその観光交流センター等整備事業、国交省の補助金、予算、承認いたしました。私の一票をもってこの道の駅関連事業が大きく前進したということを私は理解を、そういうふうに自負をしております。ただ、これが9月に否決となりまして、そのとき私も申しました。一回ここで議会でチェックの目を入れるべきだと。そういうことで5対4、これは賛成多数で承認されました。ですから、当然議会のチェックを入れるそういった時期に来たということです。その対象というのは、3月に承認したそうした予算も含めてやろうかというふうに私は思っただけでございます。そういうことで3月に承認しました国の予算、ちょっと私も調べてみることにしました。町長は先日の議会、前回の議会ですが、9月議会ですね、平成26年、これ有田議員の質問ですかね、こういうふうに言われています。3月議会の予算の件です。それから、当初スタートのときに、3月補正予算でということをやりましたけれども、これは議会のほうにも御説明したとおり、年度末に都市再生整備事業という国の補助金を予算の枠に余裕があるから今年度だったらつけることができますよということで国が言ってくれたので、それが次年度だったら、もうつくかどうかかわからない。ですから、町の負担をできるだけ少なくするために、あえて3月に補正をお願いしたとおっしゃいました。確かにこれ、採決の前日、全員協議会がありまして、町長もおっしゃいました。そして、今議会でも、これ本田議員の質問だったと思いますが、そういった趣旨のことをおっしゃいました。そのことを国土交通省に確認いたしました。話が全然違うんですよ。要するに国土交通省、これ担当課というのは都市局市街地整備課というところでございますが、町長おっしゃった趣旨は、今だったら久山町に補助がつけられると国交省が話があった。起債の率が25年度のほうがいい。今乗らない手はない。2月末にほぼ内諾というようなことおっしゃいました。そしたら、全然違う。国交省としては、このとき全自治体に補助申請の通知を出したそうです、久山町だけじゃなくて。そして、久山町だけに話をしたことは一切ない。当然、この補助金というのは25年度に限らず26年度でも補助の申し込みは可能だといいます。そして、久山町にそうした内諾をしたことは一切ない、全くないというふうに答えています。所定の手続が必要だというようなことを言っています。これ、随分食い違いがございます。私、この3月の町長の答弁、そして担当課の説明を聞いて、私は賛成に大きく動きました。確かに道の駅事業、みるべき点はあ

ります。だから、ひとつ進めた理由でございますが、大きな点は、今これ断ったら国に対して町が恥をかく、でもそうじゃかった。

○議長（木下康一君） 佐伯議員、佐伯議員、ちょっと、佐伯議員、ちょっと発言中ですけども、質疑等は現議題になっている議案に対する質疑、疑義をただすことであって、今佐伯議員が述べてあることは討論の域に入っております。注意をお願いしたいと思います。ですから、再度この議案第64号国史跡首羅山遺跡の公有地化のためのこの議案に対するあれをしっかりと、中での質疑を行いたいと思います。

○6番（佐伯勝宣君） もう終わります。

ですから、一旦それを国に返してきれいにしてから上げたほうが、今回の議案第64号は上げたほうがいいんじゃないかと、それについて、町長、答弁をお願いいたします。そして、その件、国交省との交渉の件は、私、3日間にわたって電話で言いました。11月17日、18日、そして全員協議会が終わった11月25日、そのときのやりとりはこのUSBの中に入っております。全く町長の言ったことと違います。これはどういうことでしょうか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） ちょっと内容は外れてると思いますけど、弁明じゃないけど説明だけをしとかんと勘違い、誤解を招くと困りますから。全く違うとか、そういうこと全くないです。25年度の予算の枠があるということで、何も久山町にだけ言ったということではない。よそが手を挙げてないから、今久山町が上げれば、その予算が確保できますよということですよ。久山町だけこそっと教えられたわけでも何でもなし。次年度につくかどうかかわからないと言ったのは、都市再生整備事業の予算というのは全体枠があるわけですよ、26年度なら26年度で。それにほかの市町村がたくさん出れば、その枠ちゅうのが、金額というのが減るわけですよ。だから、そこが幾らつくかわからないという、そういうことだけですよ。だから、全然違うということではないということをおし添えておきます。

それから、文科省の事業は文科省の事業ですよ、ぜひ御理解いただきたいんですけど、首羅山の事業として文科省の今事業を進めてるわけですから、都市再生整備のエリアが入っても全く別で整備をするときに文科省の事業では補助対象とならないようなそういう園路とか、そういうものをこの都市再生整備事業の中で一緒にやっつけようということで同じエリアに網をかぶせてるわけですから、これは全く別におかしいことでも何でもなしあれですね。それとあわせて、何か予算を組めるとかつかないとか延ばせとかというのは、これはちょっとどうかなと思いますので、ぜひその辺は常識ある審査をしていただきたいと思っております。

○議長（木下康一君） 佐伯勝宣君。

○6番（佐伯勝宣君） まだ答えになってませんね。はっきり言います。担当課が説明された。町長が説明された。それを受けるのは我々議員でございます。これ、関係がやっぱりありますから言います。それによって決めるんですよ。ですから、町長がきちんと我々ができるように説明してもらわないと違う受け止め方をする。果たしてそのとき町長がどういうふうな言い方をされたか。3月議会、こういうふうに言いました。今回、国土交通省から。

○議長（木下康一君） 佐伯議員、先ほど言いましたように土地取得についての。

○6番（佐伯勝宣君） 大いに関係ありますよ、これ何で、今回、国土交通省から。

○議長（木下康一君） 現在の議案第64号。

○6番（佐伯勝宣君） 約3億円の補助金を。

○議長（木下康一君） 佐伯議員。

○6番（佐伯勝宣君） 25年度の予算が余裕があるから、あれやったら。

（「議長、議長、全文を言いよるとよ」と呼ぶ者あり）

これ、あなたの写真です。私をバッシングしたときの。あれやったら久山につけようかと言っていたので、それがもう2月ぐらいだと思いますので、じゃもう予算だけ確保しようじゃないかということで、しかも25年度の補助金に限っていわゆる裏負担、いわゆる起債関係の交付税措置をするということでございますので、やっぱりこれはもう確保しとくべきだという形で先に国の補助金をとる作業をしてしまったので、議会にもその後の報告という形をとらざるを得なかった。これはやっぱりこのとおりに受け取りますよね。これちょっと後で説明します。その前に2つ、これ関連すること言います。今回、11月に2回全員協議会やっていただきまして、それで町長、急がなければ。

（7番阿部 哲君「動議」と呼ぶ）

○議長（木下康一君） 阿部哲議員。

○7番（阿部 哲君） 今回の議案についての内容と違うと私は思いますので、動議として出します。

○議長（木下康一君） 賛成者の方は。

○7番（阿部 哲君） 今回の議案につきましては、首羅山遺跡の公有地のための契約でございます。これは当初予算で計上され、議会が承認した予算であります。これを現在地権者との協議されて、それが今ある程度仮契約まで進んでるんだと思います。最終的にはこれが5,000平米以上の取得になるから議会の議決が要るということで今回これが提案されたものと思っております。そういうことでの審議をしていただきたいところです。

○6番（佐伯勝宣君） 大いに関係あります。ですから、これをきれいにしなければというその理由を述べてるだけでございます。ですから、11月の2回の全員協議会に触れなければいけません。これは県の接続の関係と、もう国からの国交省の補助金ついたというふうにおっしゃいました。しかし、これも私、確認をとりました。そのやりとりは、このUSBに入っております。まず、県のその接続の関係、これは急ぐものじゃ全然ございません。11月3日に聞きに行きました、これは県の土木事務所に。そしたら、はっきり申しまして、これは接続によって道の駅事業の関係が変わってくるというふうに、だから急いでくれということで町長はおっしゃいましたが、そうではなく、県としては久山にそういう計画があるんだったら教えてください、協力できることはしますよという、そういうニュアンスだった。それがまず2回目……。

○議長（木下康一君） 佐伯議員、再度注意をいたします。質疑は、自己の意見を述べるあれやありません。この議案に対する質疑を、言いますように、この議案に対する、今それをやめなさい。それおろしてください。

（6番佐伯勝宣君「何で」と呼ぶ）

おろしてください。

（6番佐伯勝宣君「何で、鏡です」と呼ぶ）

発言中ですからおろしてください。おろしてください。常識ある態度をとってください。

（6番佐伯勝宣君「常識はそちらのほうだと思いますが」と呼ぶ）

ですから、言いますように、自己の意見じゃなくて、この議案に対して、だから今先ほど注意しましたように討論の域に入っています。ですから、この議案に対する質疑、だから質疑とは現議題になっている議案に対する疑義をただすことでありまして、ですから今あなたの言うてあることは討論の域に入ってますので、注意いたします。

（6番佐伯勝宣君「わかりました」と呼ぶ）

そこしっかり守っていただきたい。節度ある議会運営をしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○6番（佐伯勝宣君） そして、これ全然違う話でございました。そして、補助金について、これはもう町長はついたというふうにおっしゃいました。その言い方というのは、もう町のお金入ったというふうに言われました。これも事実確認しました。入ってません。まだこれは一円も入っておりません。それは私は九州地方整備局に情報開示申請しまして、回り回って県庁、これは管理しとるところです、そこに確認しました。入ってません。

(7番阿部 哲君「動議」と呼ぶ)

ですから、急ぐ理由はございません。

○議長(木下康一君) 阿部哲議員。

○7番(阿部 哲君) 今回の分については、当初予算で計上された予算でありますので、その関係で動議します。

○議長(木下康一君) 賛成の方はおられますか。

○7番(阿部 哲君) この関係、今出されている提案につきましては、当初予算で計上され、議会で承認した予算の執行についての財産の関係でございます。そういう関係で、審議、もとの審議に戻してください。

以上です。

○6番(佐伯勝宣君) ですから、私は、まずここをきれいにしろと。ですから、国に返納して、それからこの議案第64号をやるための、そのための理由を述べてるんですよ。大いに関係あります。ちょっと長くなっただけでございます。しかし、まだ時間も十分ございますので。

○議長(木下康一君) 佐伯勝宣議員、再度注意します。今、言ってるのはあなたの意見を述べてあることであって、この先ほどから言ってますようにこの原案に対する質疑ですから、疑義ですから、そりゃちょっとずれてます、今動議が出てますようにずれてます。

○6番(佐伯勝宣君) ずれてますかね。そうでしょうかね。

○議長(木下康一君) 今言いますように議案第64号に対する、これに対する土地取得について話していただきたいと思います。

○6番(佐伯勝宣君) 最後にそう結ぶんですよ。ですから、ちょっと説明しないといけない。

○議長(木下康一君) 端的に意見は、端的にしてください。どういうことでどうなるかと、だからあなたは先ほどから注意してますように討論の域に達してますので、個人の意見を述べてある。だから、これに対するあれをどうかということに簡潔に。

○6番(佐伯勝宣君) わかりました。

○議長(木下康一君) 再度注意します。

○6番(佐伯勝宣君) わかりました。

○議長(木下康一君) そうでなければ。

○6番(佐伯勝宣君) 討論でやらせてもらいます。

ですから、私はこれはきれいにしてもう一回、ですから一回国に返納して、そしてまたこの首羅山遺跡、そして猪野の整備の分だけでやったほうがいい、その前にこのひっかか

るところはやるのはどうかということで考えております。町長、答弁を。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 首羅山事業で先ほどちょっと言われたように可決された予算について契約がどうかということをお伺いしてるわけですから、これについて判断をしてほしいと思います。

○議長（木下康一君） 佐伯議員、3回目です。はい。

○6番（佐伯勝宣君） 先ほどの食い違い、これ私、町民に早速報告しようと思います。それを前提で言います。この白いUSBには今まで3月議会から町執行部、町長も含めて説明されたことが全部入っております。そしたら、随分これ食い違いがございます。3月12日、魅力づくり推進課、先ほど言いました3月19日、全員協議会、町長ははっきり言われています。6月12日、道の駅説明会、これ久山町民に道の駅事業というのは浸透してるから、これからは久山道の駅事業というふうな言い方で言うというふうに言いました。あと4回にわたるまちづくり懇談会、そして9月4日、経営企画課の話、9月12日、町長、しどろもどろになりました道の駅事業補足説明、11月14日と11月15日。

○議長（木下康一君） 再度注意します。質疑中であります。

○6番（佐伯勝宣君） 町長、今までの話と。

○議長（木下康一君） 佐伯議員。

○6番（佐伯勝宣君） 全然違います。

○議長（木下康一君） 佐伯議員、質疑ですので、あなた、言われたルールを守ってください。質疑です。

○6番（佐伯勝宣君） はい、で今度これが最後です。これ、これ、これで結びです。ですから、私、はっきり言いたいんです。教育委員会も説明でこうやってちゃんと教育課の予算でやりますと言いました。これ、補足説明でも予算のことを言っていました。ちゃんとこれは記録に残っています。ですから、これに沿っていただきたい。町長というのは予算の執行権がある。ですから、方便やってもらってはいけないなというふうに私思ってるわけです。この点だけは、もしこれに観光交流センター事業費の予算を使うようなことがあったら、これは町民が黙ってないなと思いますが、いかがでしょうか。教えてください。町民黙ってないです。

○議長（木下康一君） 土地取得の関係ですから、答弁はできないということです。

次、ほかにありませんか。

有田行彦議員。

○4番（有田行彦君） ちょっとあなたもはっきり言われたらいい。というのは、文部科学省

の補助金でやりますと、国土交通省の補助金でやらないんですよと、今回のこの土地取得は。その点はどうか、はっきり。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 先ほどから言ってるつもりですけどね。この用地取得については文部科学省の補助事業の中でやってる事業ということで進めています。

○議長（木下康一君） 有田行彦議員。

○4番（有田行彦君） じゃ、一切国土交通省の補助金は使わないということですね。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） はい、そのとおりです。

○議長（木下康一君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、反対討論をお受けいたします。

本田光議員。

○8番（本田 光君） 議案第64号土地取得について、先ほど来質問をいたしましたけども、これはあくまでも文科省の予算と言いながらも、一方では土地再生整備事業計画の中の猪野、山ノ神地区のいわゆるこの計画、事業ゾーンの全体が示されております。そういうことで今購入せずにも次年度でと先ほど質問したように、そうしたほうが、より町民の方たちも理解するし、同時に一度道の駅、食のひろば等あたりは完全白紙に戻して、そして再出発をすべきと。今回の土地取得については全て反対じゃないけども、次年度でもいいんじゃないかということを含めての反対討論といたします。

○議長（木下康一君） 次に、賛成の討論をお受けいたします。

阿部哲議員。

○7番（阿部 哲君） この首羅山遺跡につきましては、地域の町民、そして学校挙げて、そして町民挙げて国指定をしてほしいということで願ったものがやっと念願がかなったわけでございます。この国指定になってこのように早く補助金がついたり、このようなたくさん補助金がつくことはほとんど全国的にはないんじゃないかなろうかと思っております。それだけ国も期待をしておるということでございます。こういう形で今後保全計画、いろんな形で推進されておると思いますが、これが早く5年、6年という形で全面的に購入ということをお聞きしたけども、これが3年、4年と早くなっていくように私は推進を願うことでございます。そういうことで、この事業に対しての賛成でありますし、今回の契

約案件でございますので、早急に可決して契約して事業促進にしていきたいと思いますので、賛成討論といたします。

○議長（木下康一君） 次に、反対討論をお受けします。

佐伯勝宣議員。

○6番（佐伯勝宣君） 私は今回、反対、正式には見送って2月にということでは言わせていただきます。大変いい事業、私も賛成でございます。しかし、今その時期じゃない、整理する時期でございます。そのわけは、さっき言いましたが、もう一回きちんと言います。まず、今回、この地域の道の駅を急ぐ必要がない。これ、道の駅と密接に関係がございます。それは、国の計画書に書いております。その範囲で言います。そして、その今回町長の方便が明らかになりました。県道の接続、そして久山に、もうお金が入ってる、これ違うんですよ、事実と。事実と違うんですよ。この辺、町長は私はもう一回議会に説明しなければいけないんじゃないかなと思います。これ、音声入っております。まるで違う。そしてもう一つ、この道の駅関連、3月議会からここまでさすがに本会議は記録は残せませんから、それ以外で記録を私はここに持っております。これは3月12日、魅力づくり推進課、その説明、国の説明と全く違いました。はい、そしてそれを受けて3月19日、採決直前、町長は先ほど言いましたように、これはもう今断ったら国との関係に傷がつくというような感じでした。私もそう受け取りました。それが私、賛成した大きな理由です。言いましたように道の駅も見べきところがある、そのいいところも言いました。でも、一番の大きな理由は、まず町長がああとき車椅子だった。だから、ちょっと情的なものもあったかもしれません。しかし、やっぱり久山が恥をかくと言いました。これも違ってた。そして、6月12日、退院後は久山道の駅事業としますと言ったのに、今はもう道の駅と言わないようにする。これは町民が納得しないんじゃないですかと。この辺、言うんなら、町長が使うんだったら、町民にも説明しなければいけない。そして、これは8行政区で行われたまちづくり懇談会のうちの4カ所、これ記録がございます。この中で問題になりました県の補助金について町長言っております、はっきり。これフォローされてません。これは記録に、こういった書面に残すだけじゃなく、町長、これ口に出して言ってまして、やっぱりこれ何かフォローせんにやいかんちゃんないかなと、町民に対して、ちょっと思うわけでございます。そして、その後9月4日、魅力づくり推進課の説明、この中で何度も議員が担当課に対して県の補助金はいったのかと、進展具合はどうかというふうに言っても、もう進展しておりますというふうに言ってあった。これ、やっぱり町長の発言と同じように、これはちょっと問題がある。何度も聞いてもそういうふうな方便を使ってくる。これは当然8行政区の懇談会もこれは方便だったと。となったら、何かこれは説明せ

ないかんぢゃないかなという思いが。そして、9月12日の道の駅事業の補足説明、これは4人の修正動議提出議員が町長を追及した。町長、しどろもどろでした。答えていませんでした。先日の一般質問のときとはえらい違いでした。これはどうしてこう変わるのか、人がいたから強気になったのか。

○議長（木下康一君） 佐伯議員、討論いいですけど、執行部に言葉を慎重に選ばないと、失礼な言葉になりますよ。

○6番（佐伯勝宣君） わかりました。失礼があったら撤回します。

そして、2回の11月の全員協議会、今言いましたように2つ、県の取りつけ道路と、そして補助金のもう入ったという問題、これも本当に何回も我々町長に聞いたんですけど、もうついたとしか言わない。これはもうはっきり言って方便ですよ、方便としか言いようがない。これをどう説明するのか。これ、だから早く決めてくださいと言ってる。これはちょっといかんことですよ。実際急ぐことでも何でもなし。ということで、さっき言いました教育委員会の2回の説明、これはちゃんと答えてくれたと思います。私は誠意があったと思います、課長は。だけど、これを覆すようなこと、またはそれを置きかえることは私はいけなないと。ですから、きちんと教育予算を使ってもらいたいし、観光交流センター事業は使わないで一旦返す、その上でこの第64号の議案やってもらいたい。ですから、私はそれを町民にも私は議会が終わったら伝えようと思います。ですから、私と町民が見てますから、ちょっとそういうことはやらないでほしいということにくぎを刺すということは問題やったら変えます、くぎを刺しまして、別の言い方があったら変えてください、私の反対討論と、だからこれはあくまでも見送りだということをつけ加えまして私の反対討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（木下康一君） 次に、賛成の討論をお受けいたします。

山野久生議員。

○2番（山野久生君） 今、議案が第64号ですよ、首羅山の、首羅山のことで、首羅山と道の駅の事業は全然別事業なので、私はこの首羅山の分はさっき町長が言われましたとおりの国の予算も関係してきます。今せないかんことをしてもらいたいと思って教育の教育長のほうたちも一生懸命されてるだろう。首羅山の事業なのに、何かちょっと道がそれてるんじゃないかと思って、私はこの議案第64号に対しては賛成であります。

以上です。

○議長（木下康一君） 反対討論お受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 賛成討論。

阿部文俊議員。

○3番（阿部文俊君） 私も今山野議員が言われましたように、この首羅山遺跡のことに関しましては、国のほうも一生懸命やっていたら、だって久山町もそれ対応もしていただいている。また小学校、山田小学校、久原小学校はともに表彰もされておる、そういった中で2、3日前にも説明がありました。そういうふうなことを鑑みまして、いかにこの首羅山遺跡のこの地域を守るといふことに関しまして、私もこの事業に関しましては進めたいと思います。

以上です。

○議長（木下康一君） それでは、これにて討論を終結いたします。

これより議案第64号土地取得についての採決をいたします。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（木下康一君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

（6番佐伯勝宣君「はい、それで結構です。ただ国交省には」と呼ぶ）

佐伯議員、不規則発言はやめなさい。

（6番佐伯勝宣君「手を挙げましたが」と呼ぶ）

許可してません。許可をしてません、不規則発言をしないこと。

（6番佐伯勝宣君「国交省には」と呼ぶ）

佐伯議員、佐伯議員。

（「動議」「はい」と呼ぶ者あり）

○1番（吉村雅明君） ちょっとそんな議長の。

（6番佐伯勝宣君「何でしょうか」と呼ぶ）

顔写真をね。

（6番佐伯勝宣君「何でしょうか」と呼ぶ）

佐伯議員、佐伯議員。

みんなの前で提示するとはおかしいでしょう。

（6番佐伯勝宣君「これはあなたが密室でやったことでしょうか」と呼ぶ）

それとは違う。

（6番佐伯勝宣君「内容証明の質問書に答えenですか、あな

た、恥ずかしいでしょう」と呼ぶ)

そういうものを絶対に。議会の中で出したらいけない。

(「暫時休憩求めます」と呼ぶ者あり)

(6番佐伯勝宣君「はい、結構です」と呼ぶ)

○議長(木下康一君) 今、暫時休憩の動議出ましたけど、賛成の方。

(6番佐伯勝宣君「はい、賛成です」と呼ぶ)

いいですか。じゃ、賛成の方、御起立を求めます、暫時休憩に対する。

[起立多数]

○議長(木下康一君) では、しばらく休憩入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時40分

再開 午前11時10分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長(木下康一君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

討論の中で議案説明会の録音があるように言われましたが、議案説明会には録音機、携帯電話の持ち込みは全員協議会で禁止と全議員で決めていました。その際、佐伯議員は自分の身を守るためと持ち込みを強行されていました。しかしながら、このように許可なく個人的に録音することは議会として許されない行為でありますことを述べさせていただきます。

本田光議員。

○8番(本田 光君) 重要な関係がありますから、ただいまから議会運営委員会を開会したいと思います。

○議長(木下康一君) 賛成、よろしいでしょうか。賛成の方。

では、ただいまより直ちに議会運営委員会を開会いたします。

暫時休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時11分

再開 午前11時50分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長(木下康一君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案審議に入ります。

議案第65号町道路線の認定についてを。

(6番佐伯勝宣君「おわびをしたいと思います。よろしいでしょうか」と呼ぶ)

では、佐伯勝宣議員より発言が、許可いたします。

○6番(佐伯勝宣君) 先ほどは私もちよっと声を荒げまして、大変これは失礼をいたしました。ここでおわびを申し上げたいと思います。貴重なお時間、審議が長引いたこと、大変私も心苦しく思っています。こういうことがないように、私もまた精進しまして、また引き締めて節度を持って議員としてまた発言していこうと思っています。どうも済みませんでした。失礼いたしました。

○議長(木下康一君) よろしく申し上げます。

では、もとに、再度戻します。

議案第65号町道路線の認定についてを議題といたします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(木下康一君) 質疑もないようでございますので、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(木下康一君) 異議なしと認めます。

これより議案第65号町道路線の認定についての採決をいたします。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長(木下康一君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号町道路線の廃止についてを議題といたします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(木下康一君) 質疑もないようでございますので、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(木下康一君) 異議なしと認めます。

これより議案第66号町道路線の廃止についての採決をいたします。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長(木下康一君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号平成26年度久山町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。  
本案に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑もないようでございますので、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

これより議案第67号平成26年度久山町一般会計補正予算（第4号）の採決をいたします。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第68号平成26年度久山町下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑もないようでございますので、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

これより議案第68号平成26年度久山町下水道事業特別会計補正予算（第4号）の採決をいたします。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号平成26年度久山町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑もないようでございますので、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

これより議案第69号平成26年度久山町水道事業会計補正予算（第2号）の採決をいたします。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第70号久山町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（久芳菊司君） 御説明いたします。

本案は、久山町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について御提案をするものでございます。

平成20年度に国土交通省の所管であります国庫補助事業で地域住宅モデル事業によって建設しておりました町の子育て支援センター「木子里」に関しまして、本年5月28日に行われました国の会計検査院の現地検査の結果、建物の利用形態が本件補助の目的に対し適切でない部分があるということで、国庫補助金額2,217万6,000円のうち1,984万4,000円の返還命令が出されたことに対しまして、このような結果を招いたことにつきましては、行政の責任者である私の責任だと考えます。したがって、その行政運営の責任を明確にして、私並びに補佐役の只松副町長とともに謝罪の意を表することが妥当ではないかと考えましたので本案を提案するものでございます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（木下康一君） 提案理由の説明が終わりましたので、議案の審議を行います。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

有田議員。

○4番（有田行彦君） どうも久山の木を使っての家づくり事業、かつては久山のいい木を使った家づくりということでアクロスあたりで宣伝いたしました。しかし、これも尻切れとんぼのような形になった。今回、また久山の木を使った家づくり、これについても町長が先ほど言われました自らペナルティーを科すと。どうもこの久山の木を使って家づくりということについて、2回目ですよね、これ、今後例えば猪野の赤坂に美と健康の家づくりとかというふうなことやら、統合幼稚園を地元材を使って建設するといったような構想、一番聞きたいのは美と健康の云々というのには国、県の補助金がつくのか、それから統合幼稚園というのは、もう議会でも承諾してる、承認されておりますが、その後の進捗状

況、ちょっとお聞かせしていただきたい。

○議長（木下康一君） ちょっと有田議員。

○4番（有田行彦君） いや、これに、本来からいうと、ここで聞くべきだったとは思いますが、補正予算の中です、ところが町長、これに関連してのこの案件を出されてますから、それでお尋ねしたいと、こう思ってるんですが、どうでしょうか。

○議長（木下康一君） 判断といたしまして、ちょっとそれが今回、特別職の条例改正の減額ということで上がってきとるんですけど、どげなふうですか。

○4番（有田行彦君） そりゃわかります、そりゃわかりますけど、何でそしたらペナルティー、これらの案件は上げらっしゃらないかんやったかということの意味ですよ。

○議長（木下康一君） 減額のあれですか、内容説明ですか。

○4番（有田行彦君） 説明です。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） おっしゃるように、この事業の前にも久山の木を使ってそういう実験をやったんですが、それは御承知のように結果としてちょっと期間を持たなかったということで悪かったんですけども、そういうことのもう一度地元の木を使ってこの住宅モデル事業というのはそういう事業でありましたので、これが子育て支援センターに活用できないかということで取り組んできたものです。建設自体はきちっと県、国の指導を受けながら、いわゆる地元材を使った「木子里」を造ったわけですから、それ自体については会計検査院からの指摘はなかったんですけども、今回は残念ながら一定期間この事業が地域のモデル事業の普及ということで、そういう地元の木を使ったということでそれをPRをしなくてはならない、そういう条件のもとで建てたんですけども、御承知のように子育て支援センターが仮の住まいをしていましたので、早く利用するような形になったんですけど、それと同時にこの補助事業の決まりでありますいわゆる建物のPRあるいは久山町にお見えになったときの内覧あたりは、一応パンフレットあたりもつけて準備してそこに置いてたんですけども、こちらもその間、百数十名の方がお見えになったんですが、会計検査院の見解としては、子育て支援センター専用に使ってるということが非常に御指摘のあったところで、残念ながらその部分について御指摘があって、今回の国庫金の返還を命じられたものでございました。幼稚園とかについては、また地元材を使ってということで今計画進めてますので、それでやりたいと思っています。

○議長（木下康一君） 有田行彦議員。

○4番（有田行彦君） 実は今国の補助についての事業にいろいろクエスチョンマークみたいなものがついてますね。それを解消するのが町長の役目だろうと思います。今回のこの「木

子里」の問題も、やっぱり国がお金を返しなさいということでしょうが、認めませんということですよ。だから、これを踏まえて、今後大丈夫かということをお尋ねしてるんですよ。また、それがつまらんやったら、また減額の補正をせんないかんようになってしまふ。そやけん、ひとつそれじゃ具体的に例えば猪野で美と健康の家づくりを計画されてる、あるいは幼稚園の統合建設を計画されてる、これについていわゆる国、県の補助が出るなら大丈夫ですかということです。もう一回ちょっと答弁お願いします。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 美と健康の住宅づくりというのは、あくまでも民間でやられる事業です。これは補助事業というものはありません。

それから、統合幼稚園建設につきましては、もうおっしゃったように今回の分を十分反省して、もともとちょっと「木子里」にはちょっと無理があったのをちょっと強引に行き過ぎたかなという反省はもう十分しておりますので、幼稚園につきましてはきちっとしたその用途としての補助事業でございますので、これは間違いなくこういうことがないようにできていると思っております。

○議長（木下康一君） 有田行彦議員。

○4番（有田行彦君） やはり森林組合の組合員の皆さん方は地元材を使っていたという期待があるわけですね。それで、そこら辺でひっかかりもっかかりしますと、正直言いますと何やこりゃということになりますんで、ぜひひとつひっかかりないようにやってもらわないかん。

それと、幼稚園につきましては、もう議会が承諾して承認したる案件でございますから、そろそろ例えば木を切って乾燥させたりやらしていく必要があろうと思うんですよ。切ったからというてすぐ使われる問題じゃない。すぐ使うと糸島のような、糸島ですかね、ああいうふうな形のいろんな形になったらいかんから、十分乾燥させたりはしなくちゃいけない。それで、今の進捗状況はどうですかということをお聞いているんです。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 課長の方から説明したんじゃないかと思いますが、今の状況は、今おっしゃったように地元材を使いますので、いつ切っていいのか、乾燥期間どのくらい置くのかということも含めて今町の職員、教育委員会を中心として、あともちろんコンサル設計関係入れまして、それから広域森林組合、それから県の県森連、県林業課あたりの方も入っていただいて、その辺のスケジュールもあわせながらの研究会を進めてるところでございます。

○議長（木下康一君） 本田光議員。

○8番（本田 光君） 子育て支援事業の一環ですね、よくこの予算等を見てかなり利用されているような現実があります。大変喜ばれているような状況でありますけども、実際この会計検査院からの指摘を受ける前に例えば外、幕はどうである。あるいは、また内部的にどうであるということが事前にそういう進めていく段階でわからなかったのだろうかというちょっと懸念も持っております。だから、会計検査院からの指摘がなくてもこういう形だったらどうかという事前の研究調査、これが欲しかったなあとは思いますが、町長、どう考えられますか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） もうこれは御指摘されるとおりで、まず建物ができ上がった時点で完了検査、県、国もしていただいた後、すぐに実は子育て支援センターに使って、それと1点、やはりその条件がついてましたので、その準備はしたという形でおったんですけども、ちょっとその辺が甘かったなど、本当に深く反省しています。

○議長（木下康一君） 本田光議員。

○8番（本田 光君） 今後いろんな施設等あたりを建設していく場合に、いろんなそういう指摘もある可能性も出てくるから、きちんと議会側もチェックしながら、また行政側も今回の教訓も踏まえて進めていただきたいなあというふうに思いますが、再度町長の答弁を。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） もう今後こういうことがないようにきちんと対処していきたいと思えます。

○議長（木下康一君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、反対討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 次に、賛成の討論をお受けします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） それでは、これにて討論を終結いたします。

これより議案第70号久山町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての採決をいたします。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 請願・陳情について

○議長（木下康一君） 次は、日程第5、請願・陳情について。手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願を議題といたします。

本件について第1委員長の報告を求めます。

松本第1委員長。

○第1委員長（松本世頭君） それでは、報告いたします。

手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願について御報告をいたします。

去る12月10日、第1委員会において慎重審議いたしました結果、粕屋地区聴覚障害者協会より7名の方々に出席していただき内容について詳しく説明をいただきました。手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を国として実現する必要があるとの認識のもと、第1委員会において全員賛成で可決いたしましたことを御報告いたします。

○議長（木下康一君） ただいま第1委員長より報告がありましたが、これに質疑のある方はお受けします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑もないようでございますので、討論を省略し、採決を行いたいと思っておりますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

この請願に対する委員長の報告は採択です。手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願は委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。よって、本件は採択とすることに決定いたしました。

お諮りします。

ただいま採択されました請願に係る手話言語法制定を求める意見書を内閣総理大臣ほか関係機関へ提出することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

意見書を関係機関へ早急に提出いたします。

次に、軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情を議題といたします。

本件について第1委員長の報告を求めます。

松本第1委員長。

○第1委員長（松本世頭君） 軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情について御報告をいたします。

去る12月10日、第1委員会において慎重審議いたしましたところ、通学路での交通事故やスポーツ外傷が多発している昨今、子供たちがMTBIを発症する可能性も高くなっていること等を踏まえ、第1委員会において全員賛成のもと可決いたしましたことを御報告いたします。

○議長（木下康一君） ただいま第1委員長より報告がありましたが、これに質疑のある方はお受けします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑もないようでございますので、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情は委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。よって、本件は採択とすることに決定いたしました。

お諮りします。

ただいま採択されました陳情に係る軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを要請する意見書を内閣総理大臣ほか関係機関へ提出することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

意見書を関係機関へ早急に提出いたします。

以上で日程第5、請願・陳情についてを終わります。

ここで議会運営委員長より報告の申し出がありますので、発言を許可します。

本田議会運営委員長。

○議会運営委員長（本田 光君） 議会運営委員会より報告をいたします。

地方自治法第132条、品位の保持、普通地方公共団体の議会の会議または委員会においては、議員は無礼の言葉を使用し、または他人の私生活にわたる言論をしてはならないとありますが、久山町議会議会運営委員会での申し合わせ事項により、会期中の議会控室、委員会を含めることに決定しました。

以上です。

○議長（木下康一君） ここでお諮りいたします。

議会閉会中の継続調査について、会議規則第75条の規定によって議会運営委員長、第1委員長、第2委員長からお手元に配りました調査事項のとおり所管事務、所掌事務について閉会中の継続調査の申し出があります。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして本日の議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして平成26年第6回12月定例議会を閉会したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議もないようでございますので、平成26年第6回久山町議会12月定例会の閉会を宣告いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午後0時12分